

民事司法を利用しやすくする懇談会 設立の背景事情

民事裁判

アクセス費用に関する改革，民事訴訟法改正，民事執行法など，法制審議会に関わる課題が多いが，学者を中心としつつも，広く国民・ユーザーも含めた議論及び運動が必要となる。

家事事件

調停室の不足など，予算の必要となる課題が多く，法務省，最高裁との協議に加えて，広く国民・ユーザーも含めた議論及び運動が必要となる。

行政事件

行政事件訴訟法の5年後見直しや前回の改革で積み残された多くの改正すべき課題があり，広く国民・ユーザーも含めた議論及び運動が必要となる。

基盤整備

裁判官・書記官の増員や裁判所支部の充実など，予算措置が必要な課題が多く，法務省や最高裁との協議に加えて，広く国民・ユーザーも含めた議論及び運動を展開し，拡充を図る必要がある。



民事司法を利用しやすくする懇談会
設立の必要性